平成２５年（フ）第３３９号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢７棟306号
債務者　岩田　秋男
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　彦坂　礼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７９１号
名古屋市北区志賀本通２丁目20番地　グランドエル志賀805号、従前の住所名古屋市東区赤塚町18番地　アースヒル東白壁602号
債務者　大原久幸こと　金　　冠吾
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀西　良美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６号
宮崎県延岡市北小路９番地１　コーポラス５番館501
債務者　松田　信一
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　律博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２７８６号
横浜市神奈川区羽沢町1007―１　メルヴェイユイースト102号、住民票上の住所横浜市神奈川区菅田町2874番地16　第一杉美荘202号
債務者　河合　　淳（旧姓小野塚）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　創吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４号
三重県津市牧町320番地１
債務者　今村　哲也
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８３号
滋賀県守山市吉身４丁目２番20―３号
債務者　林　　正幸
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀象二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３６号
岡山市東区中尾204番地　池之内ヒルズＡＮＮＥＸ106
債務者　長坂　　勝
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　藍良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５９号
広島市安佐北区三入東２―75―９、住民票上の住所広島市安佐南区長束３丁目13番17号
債務者　三島　良登
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　憲悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５号
高知県土佐清水市津呂５番地１
債務者　金平　敏康
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　拓朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１２号
秋田県由利本荘市水林402番地８
債務者　池泉　正和
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第２６６９号
和歌山県御坊市島76番地４
債務者　岡﨑　淳二
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８１９号
大阪府東大阪市楠根２丁目９番29号
債務者　宮本　芳一
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　敏志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４１号
神戸市垂水区西舞子２丁目12番54―1103号
債務者　竹田　耕平
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７９号
神戸市須磨区横尾２丁目26番地の４
債務者　阿部　澄夫
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　唯人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２号
山形県最上郡舟形町舟形12番地
債務者　Ｙショップ本陣こと　伊藤　　修
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第４２０号
高知市仲田町１番３号　サンビレッジＦ―Ｂ102
債務者　豊﨑　正人
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　武嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６８０号
大阪市浪速区戎本町２丁目５番10―403号
債務者　武智　宏明
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八十　祐治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部